

申請は 令和8年

3/10 火
まで

新生活をサポートします!

令和7年度

須崎市結婚新生活応援事業費補助金

上限 30万円



※親世帯と同居または近居の場合は 最大45万円

須崎市で新生活を始めるお2人を応援するため、新居の家賃や引越し費用等を支援します

対象者

以下の(1)～(9)のすべての要件を満たす世帯が対象です。

- (1)令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2)夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- (3)最新の所得証明書等をもとに、夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、貸与型奨学金の年間返済額を控除可
- (4)入居対象となる住居が須崎市内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居になっていること
- (5)5年以上継続して須崎市に居住する意思があること
- (6)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (7)夫婦の一方又は双方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- (8)夫婦の双方が、県税及び市税を滞納していないこと
- (9)夫婦の双方が、須崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団等でないこと

対象費用

令和7年4月1日から令和8年3月10日までの間に支払が完了した以下の(1)～(4)の費用の合計が対象です。

- (1) 住宅の購入費
- (2) 住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- (3) 住宅のリフォーム費用
- (4) 引っ越し費用
※引越業者または運送業者に支払った費用



必要書類

必要書類はそろっていますか？

【すべての世帯】

- ☐ 須崎市結婚新生活応援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ☐ 夫婦の住民票の写し※1
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書の写し
- ☐ 夫婦の合計所得金額を明らかにすることができる所得証明書等(最新のもの)※2
- ☐ 夫婦の完納証明書（市税）※1
- ☐ 夫婦の納税証明書（県税）
- ☐ 誓約書（別記様式第2号）

【該当世帯のみ】

- ☐ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
- ☐ 住宅取得の場合は売買契約書又は工事請負契約書等及び領収書の写し
- ☐ リフォームの場合は工事請負契約書又は請書等及び領収書の写し
- ☐ 住宅賃貸借の場合は住宅の賃貸借契約書等及び領収書の写し
- ☐ 住宅賃貸借の場合は住宅手当支給証明書（別記様式第3号）又は勤務先からの手当等が分かる書類（給与所得者全員分）
- ☐ 引越しに係る領収書の写し
- ☐ 住居の敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を支払ったことがわかる書類

【親世帯との同居・近居加算の場合】

- ☐ 親世帯の住民票の写し及び親世帯同意書（別記様式第4号）
- ☐ 親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本又は戸籍抄本の写し
- ☐ 新婚世帯と親世帯の住宅の位置図（親世帯と近居「5km以内」加算の場合）

※1交付申請書(別記様式第1号)の同意事項に同意いただいた場合は、提出を省略できます。

※2令和7年1月1日時点で須崎市に住民登録されていて交付申請書(別記様式第1号)の同意事項に同意いただいた場合は、提出を省略できます。

補助 金額

上限30万円 親世帯と同居または近居の場合は上限45万円

申請 期限

令和8年 3月10日

事業の詳細や手続きについては、須崎市ホームページ「須崎市結婚新生活応援事業費補助金」をご覧ください。

問合わせ先

須崎市 企画情報課
〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号
電話：0889-42-5691 Fax：0889-42-1201

